

資料

第二次導入検証（種子島）について

1. 導入検証の目的

- 未成年者の購入防止に向けたより厳格かつ確実な仕組みの構築
- 技術面・運用面における全国規模に対応したシステムの構築に向けた検討
- 最終仕様の策定、開発を進める
- より全国展開時に近い環境下においてより精緻な知見を蓄積
- 第一次導入検証において利用者からご要望が多かった「プリペイド機能（電子マネー）※を用いた購入代金の支払いを可能とする機能」についての基礎的な検証

※プリペイド機能（電子マネー）の仕組み：たばこ自動販売機に搭載されているチャージ機能により、あらかじめ現金の価値（電子マネー）を成人識別用のICカードに充填（チャージ）し、この電子マネーを用いて自動販売機でたばこが購入でき、またたばこの購入により電子マネーが減少しても繰り返しチャージが行える仕組です。

2. 導入検証地域

- 鹿児島県種子島の1市2町一西之表市、中種子町、南種子町
- 人口—約35,000人、推定喫煙者—約8,500人（成人口と喫煙率より）
- たばこ販売店—146店、自販機所有たばこ販売店—114店、実施店—107店
- たばこ自動販売機—168台、実施台数—152台

3. 導入検証の期間

2004（平成16年）年5月から開始し、1年目には基本検証項目の確認を行い、その後全国展開に向けた仕様の策定に取り組みます。本導入検証は、次年度以降も全国展開時まで継続し、最終的な仕様策定につながる改善、検証を必要に応じて行う予定です。

4. 導入検証の主な項目

- 運営システム、組織等の検証
セクタ業務／告知・普及活動／カード発行手続／利用者サポート（コールセンター）等
- カード及び自動販売機のハード面の検証
機器動作の信頼性・耐久性／情報データ管理／通信ネットワークの安定稼動性 等
- 利用者の受容度、販売店業務との適合性検証
利用状況（電子マネー・チャージ・現金）／使い勝手／販売店業務オペレーションへの影響 等

5. 自動販売機の利用方法

自動販売機を利用するお客様は、本人の生年月日が記録されたカードを使用し、成人と確認された場合にのみ、電子マネーまたは現金を利用してたばこを購入することができます。

- お客様は規定の申込書に、生年月日を確認できる公的身分証の写しと本人の写真を添えてカードの申込を行います。
- TIOJ 識別システム運営センターは、申込されたお客様が成人であることを確認し、非接触型のICチップ搭載のカードを本人に発行します。
- 自動販売機はお客様のカードの生年月日情報を読み取り、自動販売機内の年月日データと照合し、成人であるか否かを確認します。
- 購入代金の支払は、あらかじめカードに充填されている電子マネー、または現金の投入により行います。

6. カードの運用（たばこカード規約より）

- カードの申し込みに際して公的身分証の写しにより、成人であることを確認し、ご本人宛郵送によりカードを発行
- カードは、協会からの貸与とし、カードが不要になった場合は返却
- カードは、本人以外の使用を禁止（他人への貸与、譲渡の禁止）
- カードが盗難、紛失となった場合、または、1年以上カードの利用がない場合は、自販機側でカードの利用を停止

→自販機はオンラインネットワークにより速やかに利用停止が可能

7. 未成年者購入防止

・ 喫煙による補導件数

	2003年	2004年	増減
1月～10月	31	23	▲8
(参考) 5月～10月	21	17	▲4

・ 成人識別自販機導入後の自販機による購入数

	2003.5～10月	2004.5～10月	増減
自販機による購入	15 (70%で推計)	4	▲11
(内訳) 成人識別機		1	

未成年者においては、一般的に自販機からの購入が多いと言われる中で、自販機からの購入に対する効果が出ているものと判断できる。

・ 取組みに対する意見（行政・教育関係者からの聞き取り）

本導入検証については、警察、行政、教育関係者のご指導・ご協力を頂いて開始された。

今回、中間時点にて聞き取りを実施し、その結果は以下の通り

未成年者が買えない仕組みであると好意的。

住民からの苦情もなく、取組みに理解されていると考えられスムーズに導入で

きた。
未成年者が自販機の前をうろちょろしなくなった。
全島ベースで実施していることで、抜け道もなく良い。
未導入店が若干あるが、是非とも導入いただけるようお願いしたい。
島外からくる行政関係者から、非常に評価が高い。
全国展開においても行政が積極的に関与し、住民の混乱防止や広報をすべきである。
業界の積極的な取組みを好意的に捉えている。
カードを貸すのではないかとの懸念があるが、大人のモラルの問題で大人への教育が必要。

8. これまでの状況のまとめ

- 未成年者の購入防止について

未成年者による自販機からの購入に対しては、効果があるものと判断
警察、行政、教育関係者にご協力を頂いているが、高い評価

- 総販売数量、売上について

種子島の総販売数量は、全国実績の推移と同様の動き
(成人識別自販機の設置での販売数量に与える影響はないものと思われる)
自販機での売上比率は減少しているが、総仕入代金の変化はほとんどなく、対面
売り場への流動が起きていると考えられる

- カードについて

カードの発行者数は、喫煙人口 8,500 人に対して、4,545 枚 (約 57%)
カード発行及び使用におけるトラブルは見られない

9. 今後の活動

- 未成年者のたばこ購入防止については、引き続き警察、行政、教育関係者のご指導、
ご協力を頂きながら取組んでいく
- 現在、取組みに対する意識調査（郵送アンケート）を進行中
利用者意識調査・・・カード申込者から取組みの認知、意見、仕組みに対する意見、
購入状況の変化、意識を収集
住民意識調査・・・住民より取組みの認知、意見を収集
販売店意識調査・・・12月実施予定
- カード申し込みについては、販売店・行政の協力を得ながら引き続き促進していく
- これまでの状況、ご意見等を踏まえ、今後も必要な改善を検討していく

警察庁丙少発第 21 号
財 理 第 2451 号
健 発 第 0628001 号
平成 16 年 6 月 28 日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 沢田 義也
沖縄県たばこ卸売事業協同組合理事長 安慶名 忍
社団法人日本たばこ協会会長 ティビット・スチュアート・フェル
社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 松岡 康雄
日本チーズストア協会会長 川島 宏
日本スーパー・マーケット協会会長 清水 信次
社団法人日本パンクリー・チェーン協会会長 村内 道昌
社団法人日本セルフ・サービ・ス協会会長 増井 徳太郎
日本ガラオカスタジオ協会会長 河合 平一
日本複合カス協会会長 加藤 博彦

} 殿

警察庁生活安全局長

財務省理財局長

厚生労働省健康局長

未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、ご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。さて、昨年12月に、青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全ての国務大臣）において、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を示し、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、「青少年育成施策大綱」が決定されました。本大綱の施策の中には、たばこの未成年者に対する販売等の防止についても盛り込まれており、未成年者がたばこを容易に入手できるような環境をなくすため、関係業界への働きかけを強化するとともに、未成年者の自用に供することを知ってたばこを販売する行為などについては、所要の捜査及び適正な処分を行う旨規定されています。

東京都など地方公共団体においても青少年健全育成のための積極的な取組みが見られるところです。

翻って現下の不良行為少年の捕導人員の状況を見ると、その総数は、この10年間に2倍に増加し、そのうち喫煙によるものが4割強を占めるなど、未成年者喫煙防止はますます重要な課題となってきていると考えられます。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約について

1. これまでの経緯

平成15年	5月	WHO総会において、たばこ規制枠組条約が、原案のとおり、全会一致により採択された。
平成16年	3月	閣議決定（署名、国会提出） 9日 署名（98番目） 5月19日 国会承認 6月 8日 閣議決定（同日受諾書を国連事務総長に寄託） 11月30日 批准国が40か国に達する
平成17年	2月27日	条約発効予定 (注) 各国の状況 (平成17年2月16日現在) 署名168か国、批准56か国

2. 条約の概要及び国内における対応措置

1. 条約の目的
たばこが健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護する。
2. 個別事項
 - ①普及・啓発、教育、禁煙指導
喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。
[ホームページの情報、保健所・市町村における禁煙教育・指導等。]
 - ②受動喫煙等
屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。
[健康増進法すでに規定。]
 - ③健康警告表示
健康警告表示（権限のある国家当局により承認）のサイズ（理想的には50%以上、最低30%）、ローテーションを義務付け。
[たばこ事業法で規定。平成15年に表示の見直しを行い、平成17年6月30日までに実施。]
 - ④広告
憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して全面禁止又は適切な制限措置。
[たばこ事業法で規定。平成16年に広告規制の強化を実施。]
 - ⑤自動販売機
未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。
[成年識別機能付たばこ自動販売機が、今後、導入される予定。]
 - ⑥含有物規制
締約国会議は、たばこの含有物及び排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各國は効果的な規制措置を講じる。
[締約国会議による指針策定を踏まえ、今後対応。]
3. 全体に係る事項
 - ①たばこ対策に関する計画の策定
[各國において、たばこ対策として実施及び予定しているものを取りまとめ、締約国会議に報告。]
 - ②国内調整の仕組み等
[関係省庁連絡会議を平成16年6月15日付けで設置。
事務局は財務省の協力を得て厚生労働省で実施。
第1回を平成17年1月18日開催。]

また、近年、主要国においては、未成年者へのたばこの販売を防止するための取組みが推進されており、今月に我が国が締結した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「未成年者に対するたばこの販売を禁止するため、効果的な措置を実施する」（第16条1）旨が要請されているところです。

このような現状を踏まえると、今後のたばこ販売における未成年者喫煙防止のため、基本的に次の点に留意すべきであると考えられます。

まず、たばこを販売する際には、販売者が顧客に面するよう心がけ、未成年者が喫煙する疑いがある場合は、年齢確認の措置を確実に講じた上で販売を行うことが必要です。また、喫煙経験のある中・高生のたばこの入手先について、「自動販売機で買う」と回答した者の割合が7割を超えていたことを勘案すると、必ずしもたばこ自動販売機の十分な管理・監督が行われない場合には、未成年者喫煙防止の観点からその撤去が行われる必要があると考えています。

もとより、未成年者喫煙問題はたばこ販売業者を中心とするたばこ関係業界だけの取組みで解決できるものではなく、家庭、学校、地域社会、及び国・地方の取組みが一体となって初めて達成できるものであることは論を待ちません。関係省庁としても、政府部内の連絡・協調を密にして、医療関係者等に対する啓発、関係業界に対する調査・指導及び取締り、並びにより効果的な未成年者の喫煙防止方策の検討について、一層適切に取り組んでいく考えです。

以上を踏まえ、関係業界の皆様には、未成年者喫煙防止に向けて、下記の取組みを行っていただくよう要請するとともに、傘下会員等に周知していただくようよろしくお願ひいたします。

記

1. 未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること。
このため、たばこ小売販売業者が自動販売機によりたばこを販売する場合は、店内に又は店舗と接して設置することとし、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。
また、たばこ小売販売業者が施設（工場、事務所等自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限ると認められるものは除く。）において、その施設の内部に設置した自動販売機により、その施設の利用者等を対象としてたばこを販売する場合についても、未成年者喫煙防止の観点からその自動販売機の管理について責任を負う者（従業員又は管理者等）のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。
2. 不良行為少年の補導の実態にかんがみ、ゲームセンター、カラオケボックス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等未成年者の出入り及び立寄りが多いと考えられる場所においては、上記1.に掲げる具体的な措置を、重点的に行うこと。
3. 対面販売の場合を含め、平成14年2月18日付文書で要請した「年齢確認の徹底」、「たばこ自動販売機の適正な管理の徹底」、「従業員研修等の実施」、「未成年者喫煙防止の注意喚起」についても、引き続き適切に実施すること。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の署名及び批准状況

	国名	署名日	締結日
1	Norway	2003年6月16日	2003年6月16日
2	Malta	2003年6月16日	2003年9月24日
3	Fiji	2003年10月3日	2003年10月3日
4	Sri Lanka	2003年9月23日	2003年11月11日
5	Seychelles	2003年9月11日	2003年11月12日
6	Mongolia	2003年6月16日	2004年1月27日
7	New Zealand	2003年6月16日	2004年1月27日
8	India	2003年9月10日	2004年2月5日
9	Palau	2003年6月16日	2004年2月12日
10	Hungary	2003年6月16日	2004年4月7日
11	Myanmar	2003年10月23日	2004年4月21日
12	Slovakia	2003年12月19日	2004年5月4日
13	Singapore	2003年12月29日	2004年5月14日
14	Cook Islands	2004年5月14日	2004年5月14日
15	Mauritius	2003年6月17日	2004年5月17日
16	Maldives	2004年5月17日	2004年5月20日
17	Mexico	2003年8月12日	2004年5月28日
18	Brunei Darussalam	2004年6月3日	2004年6月3日
19	Japan	2004年3月9日	2004年6月8日
20	Bangladesh	2003年6月16日	2004年6月14日
21	Iceland	2003年6月16日	2004年6月14日
22	Kenya	2004年6月25日	2004年6月25日
23	Nauru		2004年6月29日
24	San Marino	2003年9月26日	2004年7月7日
25	Qatar	2003年6月17日	2004年7月23日
26	Solomon Islands	2004年6月18日	2004年8月10日
27	Panama	2003年9月26日	2004年8月16日
28	Trinidad and Tobago	2003年8月27日	2004年8月19日
29	Jordan	2004年5月28日	2004年8月19日
30	Bhutan	2003年12月9日	2004年8月23日
31	Uruguay	2003年6月19日	2004年9月9日
32	Madagascar	2003年9月24日	2004年9月22日
33	France	2003年6月16日	2004年10月19日
34	Australia	2003年12月5日	2004年10月27日
35	Pakistan	2004年5月18日	2004年11月3日
36	Thailand	2003年6月20日	2004年11月8日
37	Syrian Arab Republic	2003年7月11日	2004年11月22日
38	Canada	2003年7月15日	2004年11月26日
39	Ghana	2003年6月20日	2004年11月29日
40	Armenia		2004年11月29日
41	Peru	2004年4月21日	2004年11月30日
42	Marshall Islands	2003年6月16日	2004年12月8日
43	United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	2003年6月16日	2004年12月16日
44	Denmark	2003年6月16日	2004年12月16日
45	Lithuania	2003年9月22日	2004年12月16日
46	Germany	2003年10月24日	2004年12月16日
47	Viet Nam	2003年9月3日	2004年12月17日
48	Timor-Leste	2004年5月25日	2004年12月22日
49	Turkey	2004年4月28日	2004年12月31日
50	Spain	2003年6月16日	2005年1月11日
51	Lesotho	2004年6月23日	2005年1月14日
52	Finland	2003年6月16日	2005年1月24日
53	Netherlands	2003年6月16日	2005年1月27日
54	Senegal	2003年6月19日	2005年1月27日
55	Botswana	2003年6月16日	2005年1月31日
56	Latvia	2004年5月10日	2005年2月10日

	国名	署名日	締結日
57	Brazil	2003年6月16日	
58	Burundi	2003年6月16日	
59	Czech Republic	2003年6月16日	
60	European Community	2003年6月16日	
61	Gambia	2003年6月16日	
62	Greece	2003年6月16日	
63	Iran (Islamic Republic of)	2003年6月16日	
64	Italy	2003年6月16日	
65	Kuwait	2003年6月16日	
66	Luxembourg	2003年6月16日	
67	Paraguay	2003年6月16日	
68	South Africa	2003年6月16日	
69	Sweden	2003年6月16日	
70	Democratic People's Republic of Korea	2003年6月17日	
71	Egypt	2003年6月17日	
72	Mozambique	2003年6月18日	
73	Algeria	2003年6月20日	
74	Israel	2003年6月20日	
75	Yemen	2003年6月20日	
76	Costa Rica	2003年7月3日	
77	Republic of Korea	2003年7月21日	
78	Haiti	2003年7月23日	
79	Cote d'Ivoire	2003年7月24日	
80	Gabon	2003年8月22日	
81	Tunisia	2003年8月22日	
82	Austria	2003年8月28日	
83	Ireland	2003年9月16日	
84	Venezuela	2003年9月22日	
85	Malaysia	2003年9月23日	
86	Mali	2003年9月23日	
87	Philippines	2003年9月23日	
88	Jamaica	2003年9月24日	
89	Argentina	2003年9月25日	
90	Chile	2003年9月25日	
91	Guatemala	2003年9月25日	
92	Samoa	2003年9月25日	
93	Slovenia	2003年9月25日	
94	Tonga	2003年9月25日	
95	Belize	2003年9月26日	
96	China	2003年11月10日	
97	Nepal	2003年12月3日	
98	Bulgaria	2003年12月22日	
99	Burkina Faso	2003年12月22日	
100	Central African Republic	2003年12月29日	
101	Portugal	2004年1月9日	
102	Belgium	2004年1月22日	
103	United Republic of Tanzania	2004年1月27日	
104	Namibia	2004年1月29日	
105	Cape Verde	2004年2月17日	
106	Kyrgyzstan	2004年2月18日	
107	Georgia	2004年2月20日	
108	Ethiopia	2004年2月25日	
109	Bolivia	2004年2月27日	
110	Comoros	2004年2月27日	
111	Lebanon	2004年3月4日	
112	Uganda	2004年3月5日	
113	El Salvador	2004年3月18日	
114	Ecuador	2004年3月22日	
115	Congo	2004年3月23日	

	国名	署名日	締結日
116	Guinea	2004年4月1日	
117	Morocco	2004年4月16日	
118	Vanuatu	2004年4月22日	
119	Kiribati	2004年4月27日	
120	United States of America	2004年5月10日	
121	Togo	2004年5月12日	
122	Cameroon	2004年5月13日	
123	Djibouti	2004年5月13日	
124	Cyprus	2004年5月24日	
125	Cambodia	2004年5月25日	
126	Croatia	2004年6月2日	
127	Rwanda	2004年6月2日	
128	Nicaragua	2004年6月7日	
129	Estonia	2004年6月8日	
130	Sudan	2004年6月10日	
131	Tuvalu	2004年6月10日	
132	Poland	2004年6月14日	
133	Saint Vincent and the Grenadines	2004年6月14日	
134	Belarus	2004年6月17日	
135	Benin	2004年6月18日	
136	Honduras	2004年6月18日	
137	Libyan Arab Jamahiriya	2004年6月18日	
138	Niue	2004年6月18日	
139	Sao Tome and Principe	2004年6月18日	
140	Kazakhstan	2004年6月21日	
141	Chad	2004年6月22日	
142	Papua New Guinea	2004年6月22日	
143	Mauritania	2004年6月24日	
144	Saudi Arabia	2004年6月24日	
145	Suriname	2004年6月24日	
146	United Arab Emirates	2004年6月24日	
147	Liberia	2004年6月25日	
148	Romania	2004年6月25日	
149	Switzerland	2004年6月25日	
150	Ukraine	2004年6月25日	
151	Antigua and Barbuda	2004年6月28日	
152	Barbados	2004年6月28日	
153	Democratic Republic of the Congo	2004年6月28日	
154	Micronesia (Federated States of)	2004年6月28日	
155	Niger	2004年6月28日	
156	Nigeria	2004年6月28日	
157	Serbia and Montenegro	2004年6月28日	
158	Albania	2004年6月29日	
159	Angola	2004年6月29日	
160	Bahamas	2004年6月29日	
161	Cuba	2004年6月29日	
162	Dominica	2004年6月29日	
163	Grenada	2004年6月29日	
164	Iraq	2004年6月29日	
165	Lao People's Democratic Republic	2004年6月29日	
166	Republic of Moldova	2004年6月29日	
167	Saint Kitts and Nevis	2004年6月29日	
168	Saint Lucia	2004年6月29日	
169	Swaziland	2004年6月29日	
170	Afghanistan	2004年6月29日	

たばこ対策関係省庁連絡会議

1. 趣旨

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成員

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。

構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

3. 幹事会

連絡会議の下に、別紙で構成する幹事会を置く。

幹事会の構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

幹事会の下に、ワーキンググループを設けることができるものとする。

4. 事務局

連絡会議の事務局（庶務）は、財務省理財局総務課たばこ塩事業室の協力を得て厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室において処理する。

5. その他

会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

6. 設置

平成16年6月15日

関係省庁連絡会議構成メンバー

人事院（職員福祉局長）
 内閣府（政策統括官（共生社会政策担当））
 警察庁（生活安全局長）
 総務省（情報通信政策局長）
 公正取引委員会（取引部長）
 法務省（官房長）
 外務省（国際社会協力部長）
 財務省（理財局長）
 文部科学省（スポーツ・青少年局長）
 厚生労働省（健康局長）
 農林水産省（生産局長）
 経済産業省（通商政策局長）
 国土交通省（総合政策局長）
 環境省（地球環境局長）

幹事会メンバー

人事院（職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室長）
 内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）付青少年育成第2担当参事官）
 警察庁（生活安全局少年課少年保護対策室長）
 総務省（情報通信政策局地上放送課長）
 公正取引委員会（取引部消費者取引課長）
 法務省（官房秘書課国際室長）
 外務省（国際社会協力部専門機関課長）
 財務省（理財局総務課たばこ塩事業室長）
 文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課長）
 厚生労働省（健康局総務課生活習慣病対策室長）
 厚生労働省（労働基準局安全衛生部環境改善室長）
 農林水産省（生産局特産振興課長）
 経済産業省（通商政策局国際経済室長）
 国土交通省（総合政策局交通消費者行政課長）
 環境省（地球環境局総務課長）

たばこ対策に関するこれまでの取組み及び今後の取組みについて

A. たばこに関する情報提供について

- ① ホームページを活用した情報提供（人事院）
- ② 各府省健康管理担当者及び医療スタッフに対する講習会の開催（人事院）
- ③ たばこパッケージへの新注意文言の表示について（財務省）
- ④ たばこ広告の規制について（財務省）
- ⑤ 禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウム（厚生労働省）
- ⑥ ホームページを活用した情報提供（厚生労働省）

B. 未成年者の喫煙防止対策について

- ① 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（内閣府）
 　「全国青少年健全育成強調月間」（内閣府）
- ② 未成年者喫煙防止対策（警察庁）
- ③ たばこ広告の規制について（財務省・再掲）
- ④ 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領の改正について（財務省）
- ⑤ 喫煙防止教育の充実（文部科学省）
- ⑥ 未成年者の喫煙防止対策の推進（厚生労働省）

C. 受動喫煙からの非喫煙者の保護について

- ① 公務職場における受動喫煙等の防止対策の推進（人事院）
- ② 学校等における受動喫煙防止対策の推進（文部科学省）
- ③ たばこ対策緊急特別促進事業（厚生労働省）
- ④ 職場における喫煙対策（分煙）の実施（厚生労働省）
- ⑤ 受動喫煙防止対策についての事業者への周知（国土交通省）

D. 禁煙を希望する者に対する禁煙支援について

- ① たばこ対策担当者講習会（厚生労働省）
- ② 禁煙指導プログラムの作成（厚生労働省）

E. 情報収集及び調査研究について

- ① 国民健康・栄養調査（喫煙率）（厚生労働省）
- ② 健康科学総合研究事業（厚生労働省）

F. その他（A～E以外で締約国会議に報告を要するもの）

- ① 条約に関する国際協力（外務省）

A. たばこに関する情報提供について

①	施 策 名	ホームページを活用した情報提供（人事院）
これまでの取組	これまでの取組	平成15年7月に発出した「職場における喫煙対策に関する指針」（人事院勤務条件局長通知）を人事院ホームページに掲載し、周知を図っている。
	今 後 の 取 組	引き続き情報提供を実施する。
②	施 策 名	各府省健康管理担当者及び医療スタッフに対する講習会の開催（人事院）
これまでの取組	これまでの取組	毎年各府省の健康管理担当者及び医療スタッフを対象とした講習会である生活習慣病管理研究会議を開催しているが、平成15年度は、新しい指針の発出を踏まえ、喫煙対策をテーマとして取り上げ、受動喫煙防止及び禁煙支援等の理解を図った。
	今 後 の 取 組	今後とも適宜テーマとして取り上げることを考慮する。
③	施 策 名	たばこパッケージへの新注意文言の表示について（財務省）
これまでの取組	これまでの取組	平成15年11月たばこ事業法施行規則を改正し、JT及び特定販売業者が17年7月以降出荷する全てのたばこ製品について新たに8種類の注意文言の表示を義務付けた。
	今 後 の 取 組	JT及び特定販売業者においては、既に新しい注意文言が表示されたたばこ製品の出荷を一部開始しており、平成17年7月以降は全てのたばこ製品について新注意文言が表示される予定。
④	施 策 名	たばこ広告の規制について（財務省） (Bと併記)
これまでの取組	これまでの取組	平成15年3月たばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正し、たばこ広告の規制を強化した。
	今 後 の 取 組	平成16年10月より電車・バスなどの公共交通機関への広告の掲出の禁止、新聞・雑誌への広告規制を行ったところであり、更に平成17年4月より屋外広告の禁止を実施する予定。

⑤	施 策 名	禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウム（厚生労働省）
これまでの取組	これまでの取組	世界保健機関（WHO）が喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、平成元年に毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めたところである。これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターを配布することにより正しい知識の普及啓発を行っているところである。なお、平成16年度はWHOの標語「たばこと貧困：その悪循環から逃れよう」に沿って専門家による講演を行ったところである。 (平成16年度予算額 12,631 千円)
	今 後 の 取 組	引き続き、「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」（5月31日～6月6日）として、医療関係の団体及びNGO等と連携しつつ、世界禁煙デーの標語の趣旨に沿ったシンポジウムを開催するとともに、ポスターを配布することにより、たばこと健康問題に関する知識の普及啓発を行うこととしている。 (平成17年度予算（案） 12,000 千円)
これまでの取組	これまでの取組	ホームページを活用した情報提供（厚生労働省）
	今 後 の 取 組	たばこが健康に悪影響を与えることは明らかとなっており、がん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で、たばこ対策を進めることは重要な課題であり、たばこに関する情報を厚生労働省のホームページを利用して国民に情報提供を行ってきたところである。

B. 未成年者の喫煙防止対策について

① 施策名	<ul style="list-style-type: none"> 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（内閣府） 「全国青少年健全育成強調月間」（内閣府）
これまでの取組	<p>1. 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の実施</p> <p>(1) 趣旨 関係機関・団体、地域住民等が、青少年の非行に対する共通的理解と認識を深め、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図ることをはじめとした諸施策及び諸活動を有機的な連携の下に集中的に実施し、青少年の非行防止と保護の徹底を図る。</p> <p>(2) 主唱 内閣府</p> <p>(3) 期間 毎年 7月1日～7月31日までの1か月間</p> <p>(4) 未成年者喫煙防止関連の実施事項</p> <p>①広報啓発活動の推進 喫煙の心身に及ぼす影響等について、関係機関・団体と連携しながら、啓発資料や指導資料の提供を行うなどの広報啓発活動を推進する。</p> <p>②有害環境の浄化活動の推進等 未成年者の喫煙の助長につながる、たばこが入手しやすい環境の浄化について、効果的な取組を推進する。</p> <p>③地域ぐるみの補導活動の強化等 少年サポートセンター・少年補導センター・関係機関が、地域ぐるみの密接な連携を図り、喫煙の防止など、不良行為等の問題行動の早期発見、補導等に努めるとともに、問題を抱える青少年やその家族への支援活動の推進を図る。</p> <p>2. 「全国青少年健全育成強調月間」の実施</p> <p>(1) 趣旨 青少年健全育成のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の青少年健全育成に対する理解を深め、各種活動への積極的な参加を促し、青少年育成国民運動の一層の充実と定着を図る。</p> <p>(2) 主唱 内閣府、(社)青少年育成国民会議</p> <p>(3) 期間 每年 11月1日～11月30日までの1か月間</p> <p>(4) 未成年者喫煙防止関連の実施事項</p> <p>①広報啓発活動の推進 喫煙の心身に及ぼす影響等について、特に青少年やその保護者、関係事業者等に重点を置いた広報啓発活動を推進する。</p> <p>②有害環境の浄化活動の推進等 未成年者の喫煙の助長につながる、たばこが入手しやすい環境の浄化について、効果的な取組を推進する。</p>
今後の取組	引き続き、関係機関・団体等との連携による強調月間を全国的に展開し、未成年者の喫煙防止について普及・啓発を図ることにより、青少年の非行防止・健全育成を推進する。

② 施策名	未成年者喫煙防止対策（警察庁）
これまでの取組	<p>未成年者の喫煙は、重大な非行の前兆ともなり得る不良行為であり、たばこの提供など未成年者の喫煙を誘発助長するような行為は、その健全育成を阻害する行為であるとの観点から、警察では総合的な未成年者喫煙防止対策を推進しているところ。</p> <p>具体的には、①未成年者に対するたばこの販売等を禁止する未成年者喫煙禁止法や風呂適正化法の規定に基づく取締り、②喫煙をしている未成年者に対する補導、③関係業界による未成年者喫煙防止に向けた取組の強化の要請、④未成年者やその保護者に対する広報啓発活動を推進した。</p> <p>なお、平成15年中は、未成年者喫煙禁止法違反で18件18名（うち親権者等の不制止6件6名、うち営業者等の知情販売12件12名）を検挙するとともに、喫煙をしている少年54万2,214人を補導した。</p> <p>また、平成16年6月28日には、全国たばこ販売協同組合連合会ほか9団体に対し、財務省、厚生労働省との連名による「未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組について（要請）」を発出している。</p> <p>さらに、学校で開催する非行防止教室において、未成年者の喫煙防止に関する指導啓発を行ったほか、未成年者喫煙防止等に関する街頭キャンペーン等の広報啓発活動等を行った。こうした広報啓発活動を効果的に行うため、広報用パンフレット「少年からのシグナル」に未成年者の喫煙に係る補導の実態等を掲載し、約7万1,000部を作成、配布した。</p> <p>（平成16年度予算額 2,471千円） (非行防止パンフレット作製費)</p>
今後の取組	引き続き、上記の未成年者喫煙防止対策を推進する。 (平成17年度予算（案） 2,471千円) (非行防止パンフレット作製費)
③ 施策名	たばこ広告の規制について（財務省） (Aと併記)
これまでの取組	平成15年3月たばこ事業法第40条に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正し、たばこ広告の規制を強化した。
今後の取組	平成16年10月より電車・バスなどの公共交通機関への広告の掲出の禁止、新聞・雑誌への広告規制を行ったところであり、更に平成17年4月より屋外広告の禁止を実施する予定。
④ 施策名	製造たばこ小売販売業許可等取扱要領の改正について（財務省）
これまでの取組	平成16年10月「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」を改正し、自動販売機の設置場所の店舗併設の取扱を明確化した。例えば、特定販売業（劇場、旅館など閉鎖性のある店舗での販売）の許可に当たっては、施設の従業員や管理者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所に設置する場合には許可しないこととした。
今後の取組	平成16年12月1日以降の申請について、当該規定が適用されている。

⑤	施 策 名	喫煙防止教育の充実（文部科学省）
	これまでの取組	<p>学校教育においては、未成年の段階から喫煙をしないという態度を育てることを目的として、保健体育など学校教育全体を通じて、喫煙防止に関する指導を行うこととしている。</p> <p>これまでに、①平成14年度から実施している学習指導要領において、小学校高学年で喫煙の害などについて指導することとともに、②児童生徒用の教材等の作成・配布、③教師用指導資料の作成・配布などを行ってきたところである。</p> <p>(平成16年度予算額 44,689 千円)</p>
	今後の取組	<p>平成17年度においては、中・高生が自らの心と体を守ることができるよう、喫煙をはじめとする健康問題について総合的に解説する啓発教材を作成・配布するなど、引き続き喫煙防止教育の充実を図る。</p> <p>(平成17年度予算(案) 183,298 千円)</p>
⑥	施 策 名	未成年者の喫煙防止対策の推進（厚生労働省）
	これまでの取組	<p>厚生労働科学研究において、平成8年度及び12年度に未成年者の喫煙行動の状況を明らかにするための全国調査を実施し、喫煙行動の実態及び要因を把握した。本調査結果は、健康日本21の目標設定の際に活用されるなど、未成年者の喫煙対策の推進を図るために基礎資料として用いられてきたところである。</p> <p>(平成16年度予算額 7,858 千円)</p>
	今後の取組	<p>平成12年度の厚生労働科学研究の調査結果によると、未成年者の喫煙は法律で禁止されているにも関わらず、未成年者の喫煙率が依然として高いことが示された。そのため、平成16年度は、未成年者の喫煙をなくすことを目指して、①教育機関・医療機関・家庭・地域保健・警察・販売者間の連携、②たばこの入手方法に応じた喫煙防止方策、③たばこによる健康影響を伝え喫煙を防止するための教育方法、④効果的な禁煙支援方法等を検討するため、ワーキンググループを設置し、未成年者の喫煙防止対策を取りまとめることとしている。</p> <p>さらに、平成17年度においては、ワーキンググループにより取りまとめられた成果を踏まえ、都道府県が未成年者対策を効果的に推進するため、①市町村・保健所及び商工会議所等のたばこ対策に携わる関係者からなる協議会の開催、②子どもへの影響の大きい若い親世代や未成年者喫煙防止に対する講習会の開催、等の事業を行うための補助金を配布し、さらなる、たばこ対策の推進を図るものである。</p> <p>(平成17年度予算(案) 17,825 千円)</p>

C. 受動喫煙からの非喫煙者の保護について

①	施 策 名	公務職場における受動喫煙等の防止対策の推進（人事院）
	これまでの取組	<p>健康増進法の施行等を踏まえ、職員の健康の保持増進、快適な職場環境づくりの観点から、従来の「職場における喫煙対策に関する指針について」（平成9年4月人事院職員局長通知）を見直し、平成15年7月付けで「職場における喫煙対策に関する指針」（人事院勤務条件局長通知）を発出し、喫煙場所や設備の設置等を促進し、喫煙対策の一層の充実を図ることとした。</p>
	今後の取組	指針内容の周知徹底に努めるとともに、指針に基づく施策の進捗状況の把握のための各府省を対象とした調査を実施する予定である。
②	施 策 名	学校等における受動喫煙防止対策の推進（文部科学省）
	これまでの取組	<p>平成7年に都道府県教育委員会等に対し、「喫煙防止教育等の推進について」（通知）を発出し、「学校等の公共の場においては、利用者に対する教育上の格段の配慮が必要とされることから、禁煙原則に立脚した対策を確立すべきである」ことを周知した。</p> <p>また、平成15年も、都道府県教育委員会等に対し、「受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」（通知）を発出し、「健康増進法を踏まえ、学校等多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止に係る努力義務が規定されたところであり、この内容についての周知徹底及び喫煙防止教育の一層の推進について、格段の配慮」をするよう依頼した。</p>
	今後の取組	引き続き、受動喫煙防止についての周知徹底及び喫煙防止教育の一層の推進を図る。